

大口町告示第109号

大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成18年大口町告示第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結する太陽光発電システムで太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満のものをいう。

第2条第1項第4号中「中部電力株式会社」を「電力会社」に改める。

第3条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる住宅が店舗兼併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

第5条第1項中「対象システムに係る設置工事に着手する」の次に「、又は対象システム付き住宅の引き渡しを受ける」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 工事着手前の写真（購入者の場合は不要）

第5条第1項に次の2号を加える。

- (4) 対象システムの仕様書（太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

第5条第2項中「規定に基づく」を「規定による」に改める。

第6条を次のように改める。

（交付決定）

第6条 町長は、交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書（様式第2-1）により申請者に通知するものとする。なお、適当と認められない場合は、補助金不交付決定通知（様式第2-2）により申請者に通知するものとする。

第7条中「第3項」を削り、「当該交付申請で得た権利は自動的に失効するとともに、当該年度内において再び申請をすることができない」を「当該交付の申請を取下げたものとみなす」に改める。

第8条第1項中「様式第4」を「様式第4-1」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 建売住宅供給者は、購入者が決定したときは、計画変更承認申請書に売買契約書を添えて、当該年度の3月10日までに提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

第8条に次の1項を加える。

3 町長は、計画変更承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められた場合は、変更承認通知書（様式第4-2）により交付決定者に通知するものとする。

第9条中「対象システムの設置を完了し、完了日から」を「対象システムの設置又は対象システム付き新築住宅の購入を完了した日から」に、「当該交付申請で得た権利は自動的に失効するものとする」を「当該交付の申請を取下げたものとみなす」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し
第9条に次の1項を加える

2 対象システムの設置又は対象システム付き新築住宅の購入が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

(1) 電力会社との電力需給契約に係る系統連系・受給開始の通知を受けた日

(2) 対象システムの設置工事又は対象システム付き新築住宅の購入に係る支払が

完了した日

(3) 住所を定めた日

第10条中「又は購入者」を削る。

第11条中「請求に基づき」を「請求により」に改める。

第12条中「15年間」を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」による。」に改める。

様式第1中

「 大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。 」を

「 大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、私は大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではありません。 」に、

「 (3) 設置場所の案内図 」を

「 (3) 設置場所の案内図

(4) 対象システムの仕様書（太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）

(5) その他町長が必要と認める書類 」に改める。

様式第2中「補助金交付要綱第6条第3項の規定により」を「補助金については」に、「当該交付申請で得た権利は自動的に失効するとともに、当該年度内において再び申請をすることができない」を「当該交付の申請を取下げたもの」とします」に改め、同様式を様式第2-1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2-2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記理由により交付しないことに決定します。

記

不交付理由

様式第4を様式第4-1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4-2（第8条関係）

年 月 日

様

大口町長

印

計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました計画変更承認につきまして承認します。

様式第5中「竣工検査の試験記録書の写し」を「電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し又はそれに類する書類の写し」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前にされた交付申請に係る補助金については、なお、従前の例

による。